

2012年9月6日

消費者庁消費者制度課御中

宮城県生活協同組合連合会

会長理事 齋藤昭子

住所：仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F

電話番号：022-276-5162

FAX 番号：022-276-5160

E-mail sn.m31660hk@todock.jp

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」への意見

今回の「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」（以下「制度案」）で、骨子に比べて新しくなった部分として、共通争点確認の訴えが共通義務確認の訴えに変わった点は評価できるものです。一方で、本訴訟制度の担い手となる特定適格消費者団体がより利用しやすい制度とすること、あわせて特定適格消費者団体への支援を充分に行うことが必要です。

消費者に生じた被害を、特定適格消費者団体が一括して実効的に回復するために、下記の意見・要望を提出いたします。

記

1. 本制度案が骨子案での意見募集の際に出された意見を元に設計されたことを支持し、本制度の早期創設を強く求めます。（制度全体）

依然として多数の消費者を巻き込んだ消費者被害が後を絶たず、十分な被害救済（特に財産的被害）がはかられていない現状に鑑み、消費者被害の実効的な回復（救済）をはかる制度の創設は喫緊の課題です。今回示された「制度案」は、先に示された「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見募集で出された意見をもとに、広く社会的な理解が得られる制度として設計されており、評価します。

この「制度案」に沿って可及的速やかに法制化するよう強く求めます。

2. 法施行前の消費者被害事案についても制度の適用対象とすることを求めます。（制度全体）

本制度は民事訴訟上の特例を定めるもので、既存の実体法に変更を加えるものではありません。したがって、法施行前に契約関係を結び、消費者被害が発生した事案であっても、法施行時に実体法上の請求権があれば、特定適格消費者団体はそれに係る請求権を束ねて訴えを起こすことができるはずです。現在、契約の成立しているものでも、これから消費者被害として掘り起こされるものもあると考えられます。こうした事案も救済の対象にすべきと考えます。

法施行前の消費者被害事案についても制度の適用対象とし、当該消費者の実体法上の権利に何らの制限もかけないものであることを明確にするよう求めます。

3. 特定適格消費者団体の仮差押えを支持します。これに加え、情報開示命令の申立ができる制度の整備等を行い、この制度を使いやすくするフォロー的措置を求めます。（第2.被害回復裁判手続）

一段階目の手続きでの特定適格消費者団体による仮差押えについて支持します。悪質事業者による財産の隠匿・散逸防止の実効性が格段に向上することになるのではと期待します。

しかし、特定適格消費者団体が仮差押え命令の申立を行うには、「保全すべき権利については、対象債権及び対象消費者の範囲並びに対象債権の総額を明らかにする」（「制度案」「特定適格消費者団体のする仮差押え」）必要があります。一段階目の手続で、通常、特定適格消費者団体はここまでの情報は所有しておらず、これに係る情報開示命令の申立ができる制度の整備が आवश्यकです。

この制度を有効に活用するには、使いやすくするための様々なフォロー措置が必要であり、その整備をあわせて求めます。

4. 二段階目の手続における通知・公告費用は、特定適格消費者団体の負担ではなく、事業者負担としてください。（第2.被害回復裁判手続）

二段階目の手続における通知・公告費用について、「制度案」では特定適格消費者団体が負担することとされていますが、被害者の数によっては通知・公告費用が多額になる場合も想定されます。この多額な費用負担に耐えられず、特定適格消費者団体が訴えを自己規制してしまうとすれば、本訴訟制度の実効性が損なわれることにもなりかねません。

したがって、二段階目の手続における通知・公告費用は、特定適格消費者団体の負担ではなく、事業者負担とすべきです。

事業者負担とすることが不可能な場合は、「骨子」に示されていた通り、事情により裁判所の命令で通知・公告費用の全部または一部を事業者負担させることができる制度の具体化を求めます。

5. 特定適格消費者団体への支援を求めます。（制度全体）

（1）特定適格消費者団体に対する通知・公告費用の公的助成などの支援措置導入を求めます。

項目4で述べたように、通知・公告費用は事業者負担とすべきと考えますが、特定適格消費者団体の負担となる場合には、支援が必要です。被害者の数によっては非常に多額になる場合が想定されます。結果として制度の活用がすすまないことが懸念されますので、申立団体の費用に公的助成を導入するなどの支援の仕組みを整備することが必要です。

（2）PIO-NET を特定適格消費者団体にも導入し、速やかに情報の入手が出来るようにすべきです。

各官庁、国民生活センター、地方公共団体からの特定適格消費者団体への協力が明記されたことを評価します。しかし、消費者被害が表面化されるには時間がかかります。被害を少しでも減らすためには、PIO-NET の情報をいつでも特定適格消費者団体が活用できる体制が必要になります。

以上